

(別添)

県立学校コア L3 スイッチ等賃貸借仕様書

1 調達の概要

令和2年度に県立学校の校内ネットワークを GIGA スクール構想に対応可能なものへと再構築するため、高速通信に対応したネットワークスイッチを各県立学校内に整備したが、その機器の保守サポートが令和8年10月末に終了する。保守サポートが終了後も機器を引き続き使用可能だが、機器が故障した際の即時対応（先出しセンドバックによる交換修理）などの対応がなくなる。

県立学校ネットワークスイッチ 381 台のうち、機器が故障した場合に多大な影響が発生する県立学校コア L3 スイッチ（各校 1 台）及び日野高等学校（黒坂分校含む）、米子白鳳高等学校のネットワークを集約して鳥取情報ハイウェイに接続するための米子 POPL2 スイッチの更新をし、賃貸借するものである。

2 借入物品等（以下「納入物」という。）の名称及び数量

品名	型番	数量
県立学校コア L3 スイッチ	Cisco C9200L-48P-4G-E（指定品）	33 式
米子 POPL2 スイッチ	Cisco C9200L-24T-4X（指定品）	1 式

3 借入物品の仕様

(1) 県立学校コア L3 スイッチ

項目	仕様
指定品	Cisco C9200L-48P-4G-E（指定品）
保守	平日 9:00～17:00 受付 先出センドバック（翌営業日着） 期間：令和8年11月1日から令和13年10月31日（60カ月）
その他	C9200L DNA Essentials 48-port 3 Year Term License を付属すること。

(2) 米子 POPL2 スイッチ

項目	仕様
指定品	Cisco C9200L-24T-4X（指定品）
保守	24 時間 365 日受付 先出センドバック（4 時間着） 期間：令和8年11月1日から令和13年10月31日（60カ月）
付属品	10GBASE-SR SFP Module を 2 台付属すること。
その他	C9200L DNA Essentials 24-port 3 Year Term License を付属すること。

なお、本体、その他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）及びライセンスについては本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。

4 契約期間等

契約期間は、契約締結日から令和13年10月31日までとする。ただし、納入期限及び借入期間は以下のとおりとする。

(1) 納入期限

令和8年6月30日（火）まで

(2) 借入期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（60か月）

5 納入場所

鳥取県議会棟別館 1 階（鳥取市東町一丁目 220）

6 提出図書

次の図書を、納入期限内に速やかに発注者に提出すること。

区分	名称	部数
納品機器一覧	納品機器一覧表	1 部

保証書又は新品証明書	保証書又は新品証明書（納入物が新品であることを受注者証明すること。）	1部
保守手引書	操作説明書（操作方法及び設定方法がわかる資料） 保守体制図	1部
その他	その他発注者が必要と認める関連図書及び資料	1部

7 一般事項

(1) 完了報告及び検査

ア 受注者は、2の納入機器等の納入を完了したときは、完了の日から10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

イ 発注者は、受注者から業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に、契約書及び仕様書に適合していることを検査し、適合する場合は、検査合格として受注者に対しその旨を通知するものとし、適合しない場合は、検査不合格として受注者に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。

ウ 受注者は、イの補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは、発注者にその旨を直ちに通知するものとする。

エ 発注者は、ウの通知を受けた日から7日以内に再度イに基づく検査及び通知を行うものとする。

オ イの検査合格をもって、検査完了とする。

(2) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、(1)の検査において全て合格と認められた後、4の(2)に定める借入期間中、発注者に貸し出し、発注者はその賃貸借料を借り受け月の翌月から毎月支払う。その際の請求金額は、本業務に係る契約金額を60で除した金額とする。

イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期限内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(3) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(4) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(5) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(7) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告

を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(8) 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(9) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(10) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(11) 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について賃貸借料の支払義務を免れる。

(12) 追完請求権

ア 発注者は、本業務の検査完了後において、本業務が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであることが発見された場合、受注者に無償で補修及び履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(13) 任意解除

ア 発注者は、(14) 又は (15) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(14) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(12) の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から(ウ) までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)までのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 契約期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から(エ) までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(14) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- (16) 解除の制限
- (14) のアの（ア）から（エ）まで及び（15）のアの（ア）から（オ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（14）及び（15）の規定による契約の解除をすることができない。
- (17) 仕様書遵守に要する経費
- 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (18) 作業場所の特定
- 受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。
- (19) 専属的合意管轄裁判所
- 本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (20) その他
- この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。